

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和4年5月23日 午後3時34分～午後5時35分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	能島 裕介
教育次長	高橋 利浩
管理部長	西村 和修
学校支援担当部長	中道 隆広
教育総合センター所長	北垣 裕之
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	西川 欣伸
学校教育課長	澤田 慶太
就学前教育課長	谷 章
学び支援課長	大森 康充
中央図書館長	安福 眞理子

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第20号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第21号 尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程について
- (3) 議案第22号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第23号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第24号 職員の人事について
- (6) 議案第25号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (7) 議案第26号 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

日程第3 協議・報告

- (1) 令和3年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時34分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第20号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」および「議案第23号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第20号」および「議案第23号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、「議案第24号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第24号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、「議案第25号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第25号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第3「協議・報告」の「令和3年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について」は、各学校の学力等にかかる個別の情報を含みますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件も、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。4月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりで。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月定例会の議事録を承認

することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、4月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第21号 尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程について」および「議案第22号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、「議案第21号 尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程について」及び「議案第22号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を一括してご説明申し上げます。4ページをお開き願います。まず、「議案第21号」につきまして、本案は、令和4年4月1日に施行された「尼崎市公文書の管理等に関する条例」第12条の規定に基づき策定された「尼崎市公文書管理指針」及び条例第10条（管理体制の整備）の規定を踏まえ、公文書を適正に管理するための組織体制等を定める観点から、既存の「尼崎市教育委員会事務局文書規程」を全部改正し、「尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程」として名称変更を行い、新たに施行していくものです。改正内容としましては、規程第4条の「文書管理課長の職務」、第5条の「所管課長の職務」といった管理体制を新たに整備するほか、既存の「尼崎市教育委員会事務局文書規程」に規定している事項のうち、すべての実施機関で運用されている制度及び事務に関わる事項は、「尼崎市公文書管理指針」に記載されたことに伴い削除を行っております。また、同じく、現行規程に規定している、公文書となるべき文書等又は公文書の作成、收受、起案、回議及び合議、供覧、施行、整理、保存、廃棄その他の文書事務については、改正後の規程第8条に基づき、9ページから37ページにかけて配付しておりますとおり、個別に基準を作成し必要な事項を定めております。施行日は、規程及び各基準ともに令和4年6月1日で統一するものとします。今申し上げた改正のイメージにつきましては、94ページに記載しております。表にありますとおり、各実施機関で統一的に運用されている部分につきましては「尼崎市公文書管理指針」へ、文書事務に必要な事項につきましては「尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程」へ、個別の文書事務（文書の作成、收受、起案、廃棄、保存など）に必要な事項につきましては各基準にまとめ、運用を図っていくものでございます。次に、議案第22号についてご説明申し上げます。95ページをお開き願います。本案は、先に述べましたとおり、「尼崎市教育委員会事務局文書規程」を全部改正し、「尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程」に名称変更して新たに施行していくことに伴い、「尼崎市教育委員会公印規則」の改正を実施するものです。96ページをお開き願います。改正内容としましては、規則第9条中「尼崎市教育委員会事務局文書規程（平成18年尼崎市教育委員会訓令第4号）第2条第13号」を「尼崎市教育委員会事務局事務局公文書の整理・保存等処理基準第2条第4号」に改めるものです。施行日は、令和4年6月1日としております。以上で「議案第21号」及び「議案第22号」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 徳山委員 実際にどういう公文書をいつまで保管するのかは76ページ、77ページに全てまとまっているのか。
- 企画管理課長 指針の方はそこにまとめております。今ある文書規程を指針に振り分けるものと、四つの基準にまとめるものと、今ある文書規程を見直して新たな公文書管理規程に置き換えるものとに中身をそれぞれ振り分けております。
- 白畑教育長 76ページに関連する文書で歴史的に残しておかないといけないと思われる文書を各実施機関で、所管の担当課が判断して、歴史博物館に引き継いで歴史的公文書として保管するという流れです。
- 正岡委員 今回のこういう改定、見直しといった大きくシステムが変わることになったのはなぜか。なぜ令和4年度に行くことになったのか。
- 白畑教育長 そもそも歴史的公文書を保存して公開していく流れがでて、歴史的公文書を残していくにはどういったシステムでやっていくかを公文書の審議会等で議論していく中で、公文書管理の条例が必要となり、体制ができてきました。
- 徳山委員 公文書の認定を以前に見たことがあるが、重要なもの、比較的重要なもの、軽微なもの軽易なものを誰が判断するのか。
- 企画管理課長 これまでは、所管課で廃棄期限が来たものは廃棄をしておりましたが、今後は条例ができましたので、所管課できっちりと重要なものは残していく判断をしていくことになります。
- 中平委員 運用のためには事務職員の理解度もかなり必要なことと思われるが、理解に必要な研修や知識獲得のための計画等は予定されているのか。
- 企画管理課長 今のところはまだ考えておりませんが、市長部局も条例と指針、基準に沿って整備されておりますので、市長部局と歩調をあわせて研修などをやっていきたいと思いません。
- 中平委員 社会情勢もあるが、公文書館やアーキビストの整備は、民主主義的な機能をどう担保するかということで、かなり積み上げられた理論があり、公文書の保存に関しては、おそらく制度的にどんどん変わっていく中で、制度だけ整えればいいものではなく、公文書に触れる事務職員の皆さん自身の意識みたいなものも向上させていかないと、形骸化していく可能性もあるかと思われるので、そのあたりの能力や知識の向上もあわせて計画されていくことで実効性のあるものになるのではないかと感じている。も

しそういう機会があれば、我々教育委員も聞かせていただければと思うので検討いただきたい。

太田垣委員 こういう管理については、専門家のような方を養成するのか。

企画管理課長 今の規程を条例に沿って整理し直しているだけです。市長部局も他の部局も同じ事務の整理をしていきます。市全体の職員に対する例えば意思疎通を図るための研修であれば、市長部局と同じ研修で対応できますので、調整をしながらやっていきたいと思えます。専門的な職員を養成していくという趣旨ではございません。

管理部長 公文書の収集は、これまでも地域研究資料館が各所管に行き、収集、保存、保管をしておりましたが、組織的に歴史博物館と統合されたこと、また、森友学園問題や公文書管理の課題がでてきたこともありまして、今回、公文書管理をきちんとしていくということで、各所管課が中心となって収集、保存、保管をしていく仕組みが作られました。これまで一つの組織が中心となっていたものを全庁的に仕組みを整えたという趣旨でございます。

中平委員 アーキビストや公文書を管理する職員は、もちろん専門性があり、それを保存していく判断みたいなものは専門家として当然必要だと思うが、作った側が公文書の理解が極端に低かった場合に公文書をすぐ捨ててしまうみたいなことが起こると、事後検証みたいなものができなくなる。こういうシステムは民主主義や透明性には必要なものだという理解がかなり向上してきている状況だと思うし、もちろん専門性の高い職員にいていただくことも必要だから、同時に公文書に触る人たち全員の底上げや市民に対してもアプローチとしては必要なことかと思う。実際、公文書を公開請求していくことは非常に盛んになってきて、盛んになりすぎるといろんな弊害も起こってくると思うが、適切に検証していく力もしっかりと市民側にも持ってもらえる施策としてもあり得るのでないかと思う。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第21号」および「議案第22号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第21号」および「議案第22号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。それでは、「議案第26号 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。澤田 学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。それでは、「令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」についてご説明させていただきます。まずは、5ページからの説明資料にて、教科用図書採択についてご説明いたします。6ページをご覧ください

い。教科用図書の採択の仕組みをご説明いたします。尼崎市教育委員会において、採択の基本方針を決定し、教科用図書選定委員会と各専門部会を組織します。そして、採択に関わる教科用図書について、専門部会にて調査研究を行い、その調査結果を選定委員会に報告します。そして選定委員会からの報告を教育委員会が受けて、審議し、採択を行います。市立高等学校等については、各学校にて選定委員会が組織されるため、申請を受けて、審議し、採択を行います。中央あたりの「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第14条をご覧ください。教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければなりません。続いて第15条をご覧ください。同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校においては、一般図書を除き4年となっております。7ページをご覧ください。採択の周期としましては、令和元年度に小学校の採択替え、令和2年度に中学校の採択替えを行いました。市立高等学校及び特別支援学校高等部については、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えをすることができます。また、特別支援学級及び特別支援学校において使用する「附則第9条本（一般図書）」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。続いて、採択までの流れと日程を説明いたします。本日の教育委員会において「令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」を審議いただき、それに基づいて、5月25日（水）に第1回教科用図書選定委員会を開催します。その後、5月26日（木）に専門部会を開き、各専門部会の調査審議をいたします。専門部会は合計3回程度行う予定としており、各部会からの報告を受け、7月1日（金）に第2回の選定委員会を開き、報告書を作成いたします。その後、選定委員会から提出された報告書（義務教育諸学校）・申請書（高校・特別支援学校）と、教科用図書と一般図書の見本等を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、7月25日（月）の定例教育委員会において採択いただきたいと思います。8ページ以降につきまして、資料2から参考資料として添付しておりますので後ほどご覧ください。それでは、本日審議していただく尼崎市の基本方針についてご説明いたします。2ページをご覧ください。「令和5年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」となっております。基本方針の最初の3行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しており、「兵庫県の教科用図書採択に関する基本方針」及び「尼崎市教育振興基本計画」など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を公正に採択するものであります。1から4には、採択についての基本的な考え方等を示しており、5には、今年度採択すべき教科用図書について示しております。採択すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」によって定めており、まず、(1)の小学校、(2)の中学校の教科用図書については、令和3年度と同一の教科書を採択いたします。また、(3)の特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、「一般図書」についても採択いたします。続いて、3ページをご覧ください。選定にあたっての評価項目を示しております。また、4ページには、尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採

採択に関する基本方針となっております。こちらについても「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明した通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請し、この申請に基づき、教育委員会で採択していただくこととなります。以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。尼崎市の採択基本方針について審議して頂き、承認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 高校にはまだタブレットの支給はされていないのか。

高橋教育次長 現在、1年生だけは配備されている状況です。他は6月超えたぐらいに支給予定です。

徳山委員 そうすると、3ページの基準にあるICTを効果的に活用させられる工夫というのが結構重要となってくる。

中平委員 基本方針の5で小学校中学校は令和3年度と同一の教科書を採択するとあるが、今年度と同様ではなく、昨年度と同様となっているのは、何かルールがあるのか。

学校教育課長 兵庫県から出されている基本方針に従って記載しております。お手元の資料10ページをご覧ください。令和3年と同一の教科書を採択することというところから、このように記載させていただいております。

中平委員 採択替えをした年度から使い続けているものであれば同様なのはわかるが、例えば昨年に歴史分野の採択替えがあり、こうなる可能性も場合によってはあったかもしれないが、どうして決定の前年度というような表示になっているのか若干の引っかかりがある。確認だが、昨年度採択替えをしていけば、4年度とは違う教科書を使うという書き方になってしまうということではないか。

正岡委員 いくしあでは、年間を通じて教科書の展示をされているのか。

学校教育課長 今年度につきましては、6月10日（金）から29日（水）まで尼崎市立教育総合センター3階にて、午前9時から午後5時まで展示しております。

中平委員 確認いただきたいが、県教委の資料が更新されていない可能性はないのか。表題は5年度の教科書なので変わっていたと思うが、一般図書のところが令和4年度用一般図書契約予定一覧なので、この書き方では4年度予定ではない資料が出ていても不思議ではないと思う。

白畑教育長 年度については一度、阪神教育事務所に確認していただき、齟齬がなければこのままで、齟齬があれば4年度に変えるということでしょうか。

教育委員 はい。

白畑教育長 それではこれより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第26号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第26号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、138ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。5月11日及び19日に「政策推進会議」が開催されました。また、11日には、株式会社日興商会様、寺西化学工業株式会社様よりポスターカラー、スケッチセット、筆など、3785点の文房具を寄付していただいたことに伴う感謝状贈呈式を、17日には、木村化工機株式会社様より1000万円の寄付をいただいたことに伴う感謝状贈呈式をそれぞれ執り行いました。次に、社会教育関係でございます。5月16日に「令和4年度尼崎市連合婦人会総会」、17日に「令和4年度尼崎ユネスコ協会総会」が開催されました。また、19日に「第1回尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議」が開催されました。最後に、6月の主要行事予定表でございます。6月市議会定例会については、6月7日から28日まで開催される予定で、8日から10日までは一般質問、15日に文教委員会及び予算特別委員会の分科会、21日から23日にかけて総合計画審査特別委員会がございます。その他、5月26日に「尼崎市特別支援教育検討会議」を開催、6月18日に「尼崎市高等学校合同説明会」が、あましんアルカイックホールで開催予定でございます。教育委員会については、6月27日に教育委員会6月定例会を15時30分より開催予定としております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の要是非公開とする~~~~~

(「議案第24号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時35分、教育長は閉会を宣



した。

尼崎市教育委員会 5 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。